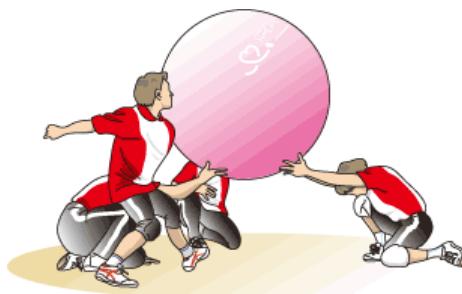




KIN-BALL® sport

京都府キンボールスポーツ連盟 規約



平成18年2月17日 設立

京都府キンボールスポーツ連盟規約

(名 称)

第 1 条 本会は京都府キンボールスポーツ連盟（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟に加盟した京都府内の唯一の団体として、キンボールスポーツを通じて、豊かなスポーツ文化を創造し、京都府民の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は会員を持って組織する。

(事務局)

第 4 条 本会の事務局を理事長宅に置く。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) キンボールの普及や振興に関する方策の調査、研究する。
- (2) キンボールの愛好者を増やし、指導者を養成する。
- (3) キンボールの普及や振興のための宣伝、啓発をする。
- (4) キンボールの大会、講習会等を実施する。
- (5) 関係機関、団体との連携、協力
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業を実施する。

(会 員)

第 6 条 本会は、以下のいずれかの者をもって会員とする。

- (1) 当該年度京都府キンボールスポーツ連盟役員
- (2) 当該年度一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟登録会員であり、登録地が「京都府」の者
- (3) 理事会で認めた者

(会員の資格喪失)

第 7 条 登録会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(会員の除名)

第 8 条 登録会員が次の各号に該当する時は、理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は、本会の目的に反する行為があったとき
- (2) 本会の登録会員としての義務に反したとき

(役 員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長とする。また、会長を除き若干名を副会長、1名を理事長、副理事長、1名を会計とする。

(役員の選出)

第 10 条 会長は、理事会において選出する。

2 副会長・理事長・副理事長・会計は、理事の互選で選出する。

3 理事は、理事長が理事会の同意を得て選出する。

4 監事は、理事会において選出する。

(役員の職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは職務を代行する。

3 理事長は、理事会の決議に基づき会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは職務を代行する。

5 会計は、本会の会計業務を行う。

6 理事は、理事会を構成して、会務を決議し、執行する。

7 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(特別役員の設置)

第 12 条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠、または増員による新役員の任期は、前任者の任期期間と同じとする。

3 顧問及び参与の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない

(総会)

第 14 条 総会は、会長が年 1 回招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開くことができる。

2 総会は、会員以上をもって構成する。

3 総会の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第 15 条 理事会は、理事・監事をもって構成し、総会において決議する事項について審議する。

2 審議は、事業報告、決算、事業計画、予算、規約の変更及びその他の事項とする。

3 総会の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 理事会は、理事長が招集する。

5 会議の議長は、理事長が指名したものとする。

(会計)

第 16 条 本会の経費は、次の掲げるものでこれを支弁する。

(1) 事業収益

(2) 補助金

(3) その他

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 18 条 本規約は、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、総会の出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することはできない。

(規約の細則)

第 19 条 本規約の施行についての細則は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

本規約は、平成 18 年 2 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 25 日 規約一部改正)

第 1 条 (名称) 第 6 条 (会員の登録) 第 9 条 (役員) 第 10 条 (役員の選出)

第 11 条 (役員の職務) 第 16 条 (理事会)

附 則 (平成 24 年 4 月 22 日 規約一部改正)

第 9 条 (役員) 第 10 条 (役員の選出) 第 11 条 (役員の職務)

第 16 条 (理事会) 第 20 条 (会費納入期限)

附 則 (平成 25 年 4 月 21 日 規約一部改正) 第 6 条 (会員の登録)

附 則 (平成 26 年 4 月 19 日 規約一部改正) 第 2 条 (事務局) と第 4 条 (目的)
の入れ替え 第 3 条 (組織) を変更第 15 条 (総会) 第 2 項に文言追加

附 則 (平成 27 年 5 月 規約一部改正) 文言の整理

附 則 (平成 29 年 4 月 一部改正) 抜本的な改訂

附 則

この規約は令和元年 5 月 26 日から施行する。